

土砂検定に関する特記仕様書

土壤汚染対策については、「土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例第35号）」等に従い、また、「県土整備工事に係る土砂検定基準（平成28年9月16日建リ第42号）」に準拠して実施することとしているが、赤羽根公共建設発生土搬入場所へ土砂を搬出工事に関しては、本特記仕様書を合わせて適用する。

1. 土砂簡易検査の対象工事

赤羽根公共建設発生土搬入場所へ土砂を搬入するすべての工事

2. 土砂簡易検査の方法

(1) 河川等において土砂を掘削して搬出する場合

I. 試料採取位置の選点

- ①流下方向に50m毎、横断方向に50m毎に1箇所となるよう単位区間を設定し、その中央に試料採取位置を選点する。
- ②試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易にな方法で試料採取位置を確認すること。
- ③上記の方法により難しい場合は、搬出土量900m³毎に1試料を採取する。

II. 試料採取と検体の作成

- ①上記(1)で選点した試料採取位置において、表層（地表から深さ5cm）及び深さ5～50cmの土壌をそれぞれ分けて均等に採取し、等量(重量)ずつ混合してそれぞれの区画を代表する試料とする。
- ②検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を1検体として実施する。
- ③各区画で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。

III. 写真撮影

- ①試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- ②各試料採取地点を写真撮影すること。（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）

IV. 検定機関

検定試験は、次の機関が実施すること。

- a. 公共機関
- b. 土壤汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関
- c. 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者

V. 検定試験

上記IIで作成した検体について、溶出量調査については平成15年環境省告示第18号に定める方法で、含有量調査については平成15年環境省告示第19号に定める方法で調査すること。試験項目や基準値、別表1、別表2のとおりとする。

VI. 報告書作成

- ①報告書の項目は、以下のとおりとする。
 - a. 調査対象地の位置図
 - b. 調査対象面積及び区画図
 - c. 検定試験結果証明書（様式2）
 - d. 写真

※「検定試験結果証明書」(様式2)の「合否」欄について測定値が基準値内の場合は「合」、基準値を超過した場合は「否」を記入する。

※報告書は2部提出すること。

VII. その他

- ①検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」(様式2)を用いて報告すること。
- ②検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

(2) 河川以外において土砂を掘削して搬出する工事。

I. 試料採取位置の選点

- ①掘削面積900㎡毎に単位区画を設定して5箇所の試料採取位置を均等に選点する。また、試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を確認すること。(詳細調査を実施する場合の参考とするため。)
- ②下記a、bに該当する工事など、土壤に汚染をもたらす有害物質の使用施設、保管施設等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壤汚染のおそれのある区分の分類」に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選点することができる。

詳細は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(「環境省水・大気環境局土壤環境課」)第2章2.3「調査対象地の土壤汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、監督員と協議すること。

- a. 下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内での工事
- b. 調査地点で当該事業場が操業中であるなど、土壤汚染をもたらす有害物質の使用状況を確認出来る試料や正確な情報を得られる聴き取り対象者がいる場合。

■「土壤汚染のおそれの区分の分類」と「単位区画の設定頻度」

番号	土壤汚染のおそれの区分	単位区画の設定	試料採取・検体作成の頻度
1	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	100㎡毎	単位区画毎に試料採取し、検体を作成する。
2	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	900㎡毎	単位区画毎に5箇所で試料採取し、検体を作成する。(5地点均等混合法)
3	土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	設定しない	試料採取しない。

- ③上記①、②により難しい場合は、搬出土量900㎡毎に1試料を採取する。

II. 試料採取と検体の作成

- ①上記Iで選点した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5～50cmの土壤をそれぞれ採取して均等に混合し、当該地点の試料とする。
- ②さらに、単位区画毎に各試料を均等(重量)に混合し、それぞれの区画を代表する検体とする。(5地点均等混合法)
- ③地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合やアスファルトの下に碎石や砂利がある場合には、それらを除いた土壤表面を基準に採取深度を決定する。
- ④検定試験は、それぞれの区画を代表する検体毎に行う。

Ⅲ. 写真撮影

- ①試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
- ②各試料採取地点を写真撮影すること。(採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
- ③各試料採取後、各単位区画の中央の地点に5点分の試料をまとめ、写真撮影すること。

Ⅳ～Ⅵについては、(1)の内容と同じ。

Ⅶ. その他

- ①検定試験の結果については、必ず「検定試験証明書」(様式2)を用いて報告すること。
- ②検定試験は、試料採取後速やかに実施すること。

3. その他

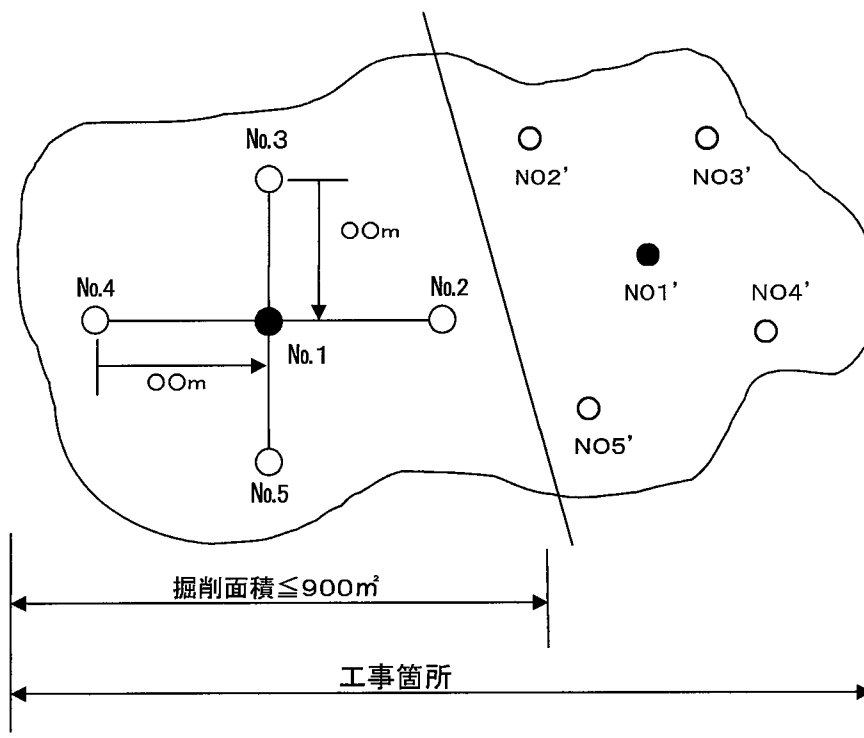
この特記仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

試料採取方法及び写真撮影方法

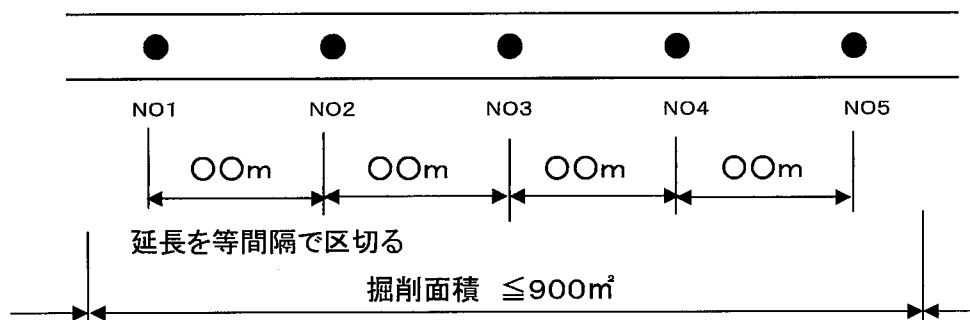
(2の(1)関係)

○面的な整備の工事の場合

※ 偏らないよう採取地点 (No.1～No.5) を決定する。



○延長が長い工事の場合

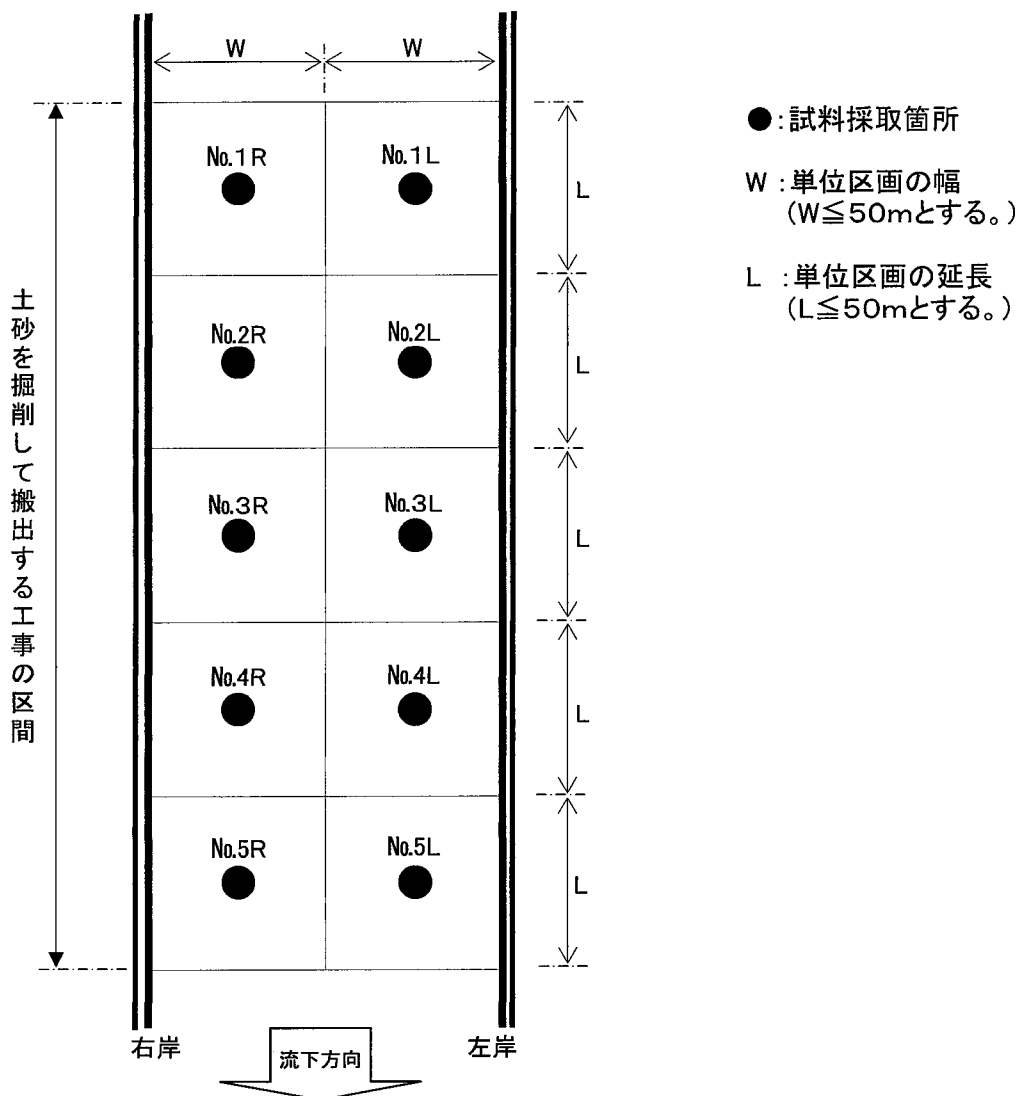


- ① ・上図No.1～No.5及び上図No.1'～No.5'の各地点で試料を採取する。
 - ・試料採取地点の表層の土壌(地表から深さ5cmまでの土壌)及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取する。
 - ・採取された表層の土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌とを、同じ重量混合すること。
- ② ・上図採取地点にポールを立て、全体を写真撮影する。
 - ・各試料採取地点を写真撮影する。(採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
 - ・各試料採取後、No.1の地点に5地点分の試料をまとめ、写真撮影をする。
 - ・検定試験は、各地点の試料を均等に混合した検体を作成して実施する。(5地点均等混合法)
- ③ ・土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質の使用施設、保管施設などの場所が特定できる場合は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(環境省 水・大気環境局 土壌環境課)第2章2.3「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握」及び2.4「試料採取等を行う区画の選定」を参考に、土壌汚染のおそれの分類に応じて適切に試料採取を行うこと。
- ④ ・上記により難しい場合は、搬出土量900㎡毎に1試料を採取する。

(2の(2)関係)

○河川等の工事の場合

※ 偏らないよう採取地点 (No.1R~No.5R及びNo.1L~No.5L)を決定する。



- ① ・ 上図No.1L~No.5L及びNo.1R~No.5Rの各地点で試料を採取する。
 - ・ 試料採取地点の表層の土壌(地表から深さ5cmまでの土壌)及び深さ5cmから50cmまでの土壌を採取する。
 - ・ 採取された表層の土壌と、深さ5cmから50cmまでの土壌とを、同じ重量混合すること。
- ② ・ 上図採取地点にポールを立て、全体を写真撮影する。
 - ・ 各試料採取地点を写真撮影する。(採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)
 - ・ 検定試験は、各地点で採取した試料をそれぞれ検体にして実施する。
 - ・ 各地点で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。
- ③ ・ 上記により難しい場合は、搬出土量900 m^3 毎に1試料を採取する。

【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.01mg 以下であること	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	規格K0102の65.2に定める方法
クロロエチレン	検液 1 L につき0.002mg 以下であること	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表5の第1又は第2に掲げる方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く）
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg 以下であること	水質環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	規格 K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1 又は 5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg 以下であること	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg 以下であること	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg 以下であること	規格 K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2 に定める方法
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあつては水質環境基準告示付表1に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表3に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン0.01mg 以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 Lにつき 0.006mg以下 であること	水質環境基準告示付表 4 に 掲げる方法
1, 1, 1-トリクロロ エタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロ エタン	検液 1 Lにつき 0.006mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下 であること	規格K0102の54に定める方法
砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0.01mg 以下であること	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg 以下であること	規格K0102の34.1に定める方法又は 規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を 除く。)に定める方法(懸濁物質及び イオンクロマトグラフ法で妨害とな る物質が共存しない場合にあって は、これを省略することができる。) 及び水質環境基準告示付表 6 に掲げ る方法
ベ ン ゼ ン	検液 1 Lにつき0.01mg以下 であること	規格K0125の 5.1、 5.2 又は 5.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつき ほう素1mg以下であること	規格K0102の47.1、 47.3又は47.4に 定める方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表 3 に 掲げる方法
有機りん化合物(パラチオ ン、メチルパラチオン、メチ ルジメトン及びEPNに限る)	検液中に検出されないこと	排出基準検定告示付表 1 に掲げる方 法又は規格K0102の31.1に定める方 法のうちガスクロマトグラフ法以外 のもの(メチルジメトンにあっては、 排出基準検定告示付表 2 に掲げる方 法)

【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム150mg以下であること	日本工業規格K0102（以下「規格」という）55に定める方法
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること	規格65.2に定める方法
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38に定める方法（規格38.1に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること 農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること	規格61に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格34.1に定める方法又は規格34.10（注 ⁶ ）第3文を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法

土砂検定調書

年 月 日

殿

発注機関			
工事件名			
工事箇所			
工事契約年月日	平成 年 月 日	搬出予定期間	平成 年 月 日
			～
			平成 年 月 日

区分	調査事項		備考
STEP1	受入地名	土 量 m ³	STEP2へ
	土 質	<input type="checkbox"/> 粘性土 <input type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 改良土	
	土壌汚染対策法	<input type="checkbox"/> 法に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合することを確認した	
STEP2	「その他土壌汚染のおそれがある土地」に係る調査	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	STEP7へ STEP3へ
STEP3	「河川等」から土砂を掘削して搬出する工事の判別	<input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する工事である <input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事である	STEP4へ STEP7へ
STEP4	1,000m ³ 以上の土砂を掘削して搬出する工事の判別	<input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事である	STEP5へ STEP7へ
STEP5	土地履歴調査の対象かどうかの判別	<input type="checkbox"/> 対象である <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する <input type="checkbox"/> 現道内工事かつ搬出土量1,000m ³ 未満のため、『対象でない』 <input type="checkbox"/> 添付資料(必須): 工事箇所の位置図	STEP5(ア)へ 土壌汚染のおそれなし
	(ア) 調査対象地の所在地 (調査対象地の所在地を地番まで記入して下さい)		
	特定事業場名簿等DBによる土地履歴調査	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし	STEP6へ 土壌汚染のおそれなし
	添付資料(STEP5を実施した場合は必須です。)	<input type="checkbox"/> 「検索条件一覧」シート <input type="checkbox"/> 「検索結果一覧」シート(検索結果が『0件』の場合は、省略可)	
	(イ) STEP5で検索された特定事業場名	別添「検索結果一覧」シート 参照	
	(ウ) STEP5で検索された特定事業場の所在地	別添「検索結果一覧(合計)」シート 参照	
STEP6	①現行の地図による調査(必須)	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	地図上に、(ア)と(ウ)の位置を記入して添付すること STEP6②～⑤へ 土壌汚染のおそれなし
	②登記簿による調査	<input type="checkbox"/> 土地登記簿 <input type="checkbox"/> 法人登記簿	(ア)が(イ)に所有されていた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し (イ)が(ア)を所有していた履歴 <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し
	③過去の航空写真による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	航空写真提供機関名称 撮影年月日
	④過去の住宅地図等による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	参照地図名 地図調製年月日
	⑤聞き取りによる確認	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	聞き取り対象者名
	調査結果(①で「該当箇所あり・不明」と判定された場合、②～⑤をいずれか一つ以上調査すること)	<input type="checkbox"/> 「該当箇所あり・不明」 <input type="checkbox"/> 「該当箇所なし」	STEP7へ 土壌汚染のおそれなし
	STEP7	調査対象物質	溶出量基準:全27項目 含有量基準:全9項目 その他[]
	試料採取日	平成 年 月 日 調査実施日 平成 年 月 日	
	調査対象面積	m ² 検定試験を行う検体の数量 検体	
	調査機関名		
	添付資料(すべて必須です。)	<input type="checkbox"/> 調査対象地の位置図 <input type="checkbox"/> 調査対象面積及び区画図 <input type="checkbox"/> 検定試験結果証明書(様式2) <input type="checkbox"/> 写真	
	調査結果	<input type="checkbox"/> 基準超過項目あり <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし	
	備考		
調査結果	土壌汚染の調査方法	<input type="checkbox"/> 土地履歴調査等(STEP1～6) <input type="checkbox"/> 検定試験の実施(STEP7)	
	土壌汚染の判定結果	<input type="checkbox"/> 土壌汚染のおそれなし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能) <input type="checkbox"/> 基準超過項目あり →「基準不適合土砂」(搬入申し込み不可) <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能)	

上記の記載事項について、確認しました。

区分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号
確認者(☆注)				印
確認者(工事監督員)				印

☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。

年 月 日

検定試験 結果証明書

申込者 様

分析機関名
代表者
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士

印
印

年 月 日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。

検体番号 () 検体の総数 ()

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法
溶出量調査	四塩化炭素	mg/l		0.002以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2,5.3.1又は5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.1
	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	トリクロロエチレン	mg/l		0.03以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5
	ベンゼン	mg/l		0.01以下		日本工業規格 K0125 5.1.5.2又は5.3.2
	クロロエチレン	mg/l		0.002以下		平成9年 環告第10号 付表
	カドミウム及びその化合物	mg/l		0.01以下		日本工業規格 K0102 55
	六価クロム化合物	mg/l		0.05以下		日本工業規格 K0102 65.2
	シアン化合物	mg/l		不検出		日本工業規格 K0102 38(38.1.1)に定める方法を除く
	総水銀	mg/l		0.0005以下		昭和46年 環告第59号 付表1
	アルキル水銀	mg/l		不検出		昭和46年環告第59号付表2及び昭和49年環告第64号付表3
	セレン及びその化合物	mg/l		0.01以下		日本工業規格 K0102 67.2,67.3又は67.4
	鉛及びその化合物	mg/l		0.01以下		日本工業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/l		0.01以下		日本工業規格 K0102 61
	ふっ素及びその化合物	mg/l		0.8以下		日本工業規格 K0102 34.1又は34.1c(注(6)第3文を除く)及び昭和46年環告第59号付表6
	ほう素及びその化合物	mg/l		1以下		日本工業規格 K0102 47.1,47.3又は47.4
	シマジン	mg/l		0.003以下		昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2
チオベンカルブ	mg/l		0.02以下		昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2	
チウラム	mg/l		0.006以下		昭和46年 環告第59号 付表4	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l		不検出		昭和46年 環告第59号 付表3	
有機りん化合物	mg/l		不検出		昭和49年環告第64号付表1又は日本工業規格K0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外(メチルジメチルは、昭和49年環告第64号付表2)	
含有量調査	カドミウム及びその化合物	mg/kg		150以下		日本工業規格 K0102 55
	六価クロム化合物	mg/kg		250以下		日本工業規格 K0102 65.2
	シアン化合物	mg/kg		50以下(遊離シアン)		日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)
	水銀及びその化合物	mg/kg		15以下		昭和46年 環告第59号 付表1
	セレン及びその化合物	mg/kg		150以下		日本工業規格 K0102 67.2,67.3又は67.4
	鉛及びその化合物	mg/kg		150以下		日本工業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg		150以下		日本工業規格 K0102 61
	ふっ素及びその化合物	mg/kg		4,000以下		日本工業規格 K0102 34.1,34.1c(注(6)第3文を除く)及び昭和46年環告第59号付表6
	ほう素及びその化合物	mg/kg		4,000以下		日本工業規格 K0102 47.1,47.3又は47.4
	※以下の2項目は、搬出先が農地(田に限る)の場合のみ記載					
銅	mg/kg			125以下		昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))
砒素及びその化合物	mg/kg			15以下		昭和50年 総理府令第31号(農用地(田に限る))
検体の性状	形状		色相		臭気	無臭・ 様の臭気あり
備考	発生場所			工事名		
	請負業社名			工期		

※ 「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。

土 壤 簡 易 検 査 調 書

年 月 日

寒川町長殿

発注機関			
工事件名			
工事箇所			
請負業者		測定者氏名	
搬出開始予定日	平成 年 月 日	搬出予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

水素イオン濃度指数 測定結果記入表

区画番号	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
区画 1					
区画 2					
区画 3					
区画 4					
区画 5					

注) 水素イオン濃度指数の基準値は、PH=3.5~8.0とする。

上記の記載事項について、確認しました

区 分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号
確認者(☆注)			印	
確認者(工事監督員)			印	

☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。